

「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の概要

～「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して～

I 計画期間

2025 年度～2029 年度（5 年間）

II 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

III 策定の基本的な考え方

1 計画の位置付け

- 以下の各計画で構成される、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

視 点	計画名称	根拠規定等	備考
子ども・若者 (こどもまんなか) 少子化対策	都道府県こども計画	こども基本法第 10 条	本計画に 位置付け (※)
	基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	
	地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	
子どもが輝く 未来の推進	子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	一体的に 策定
	子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に関する法律第 10 条	
幼児教育・保育	子ども・子育て支援事業支援 計画	子ども・子育て支援法第 62 条	
虐待防止	児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条	
ひとり親支援	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条	
母子保健	母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及 び計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育	社会的養育推進計画	こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的 養育推進計画の策定要領」(2024.3)	

※内容が本計画の全般に関わり、こども大綱の基となった3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に関わる計画について「位置付ける計画」とします。

- なお、こども基本法第 10 条に基づく「都道府県こども計画」に位置付けるため、「こども大綱」を勘案して本計画を策定します。また、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付けるため、「あいち子ども・若者育成計画 2027」（2022 年 12 月策定）を廃止し、本計画に統合します。

2 ライフステージに応じた取組

- 出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、**若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施**します。
- また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」（誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、「ライフステージを通した施策」に区分けします。特定のライフステージのみでなく、**ライフステージ全体を通して対処すべき課題に対応**します。

3 子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、**子どもの権利に関する理解促進**を図ります。
- また、こども基本法の理念を踏まえ、**子ども・若者の意見を聴いて施策に反映**することや、**子ども・若者の社会参画**を進め、「子どもや若者とともに社会をつくる」ことを目指します。
- その他、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、**社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり**に取り組みます。

4 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

- 子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、**県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現**を目指します。

IV 重点目標

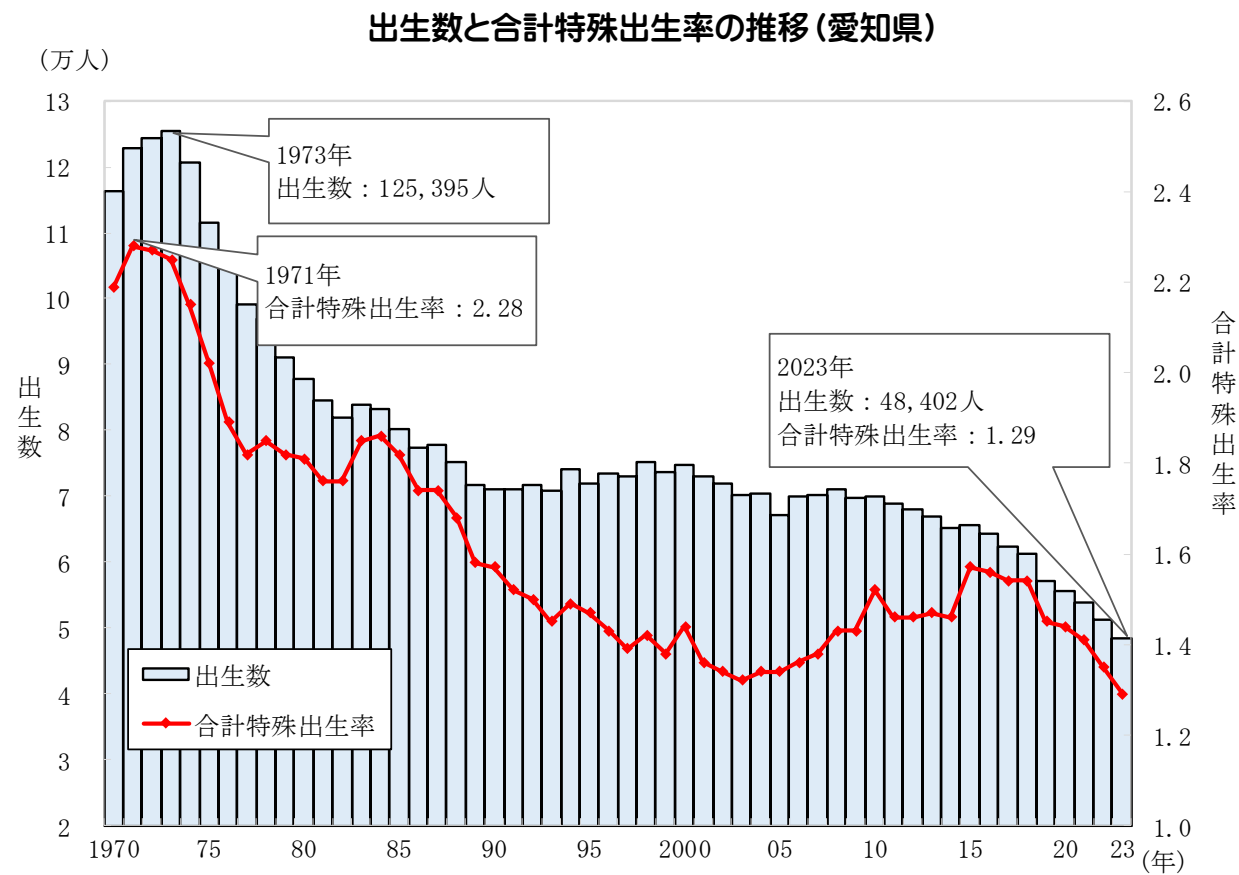
- 1 若者の生活基盤の確保
- 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援
- 4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援
- 5 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備



V 本県の子ども・若者・子育てを巡る状況

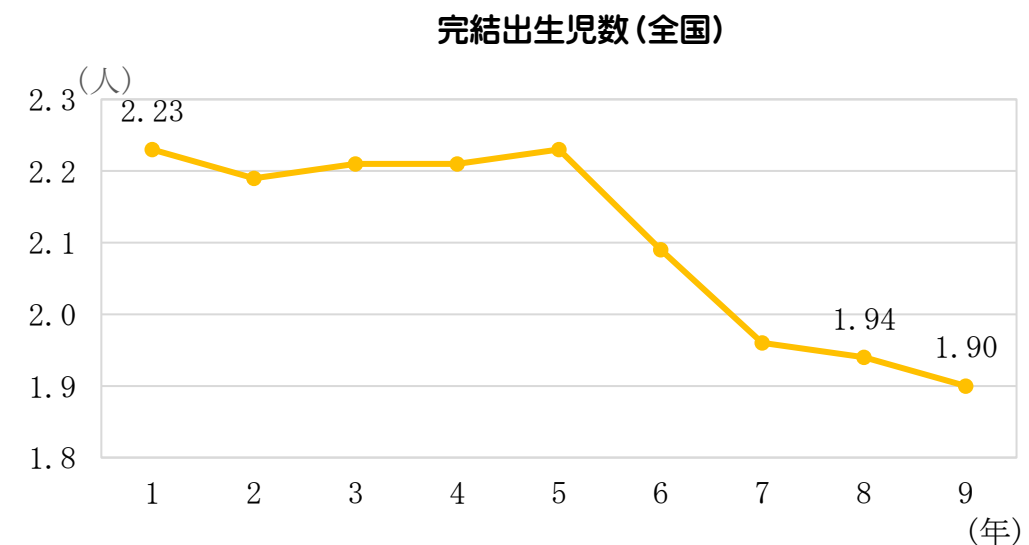
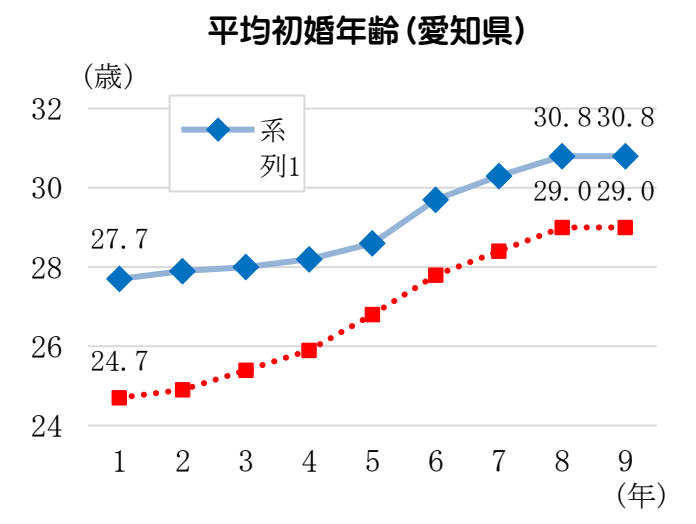
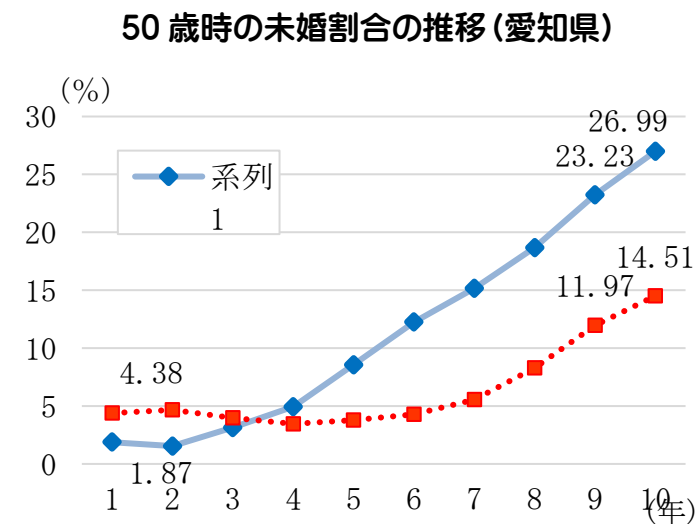
1 出生の状況

- 本県の出生数は、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）である1973年に過去最高となり、それ以降は減少傾向にあり、**2023年の出生数は、48,402人**となっています。
- 合計特殊出生率は、1971年の2.28をピークに、低下傾向にあり、**2023年には1.29**となっています。全国平均の1.20は上回っているものの、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化が続いている状況にあります。



2 少子化の要因の状況

- 本県における **50歳まで一度も結婚していない人の割合**は、2020年には男性が26.99%、女性が14.51%と、**年々上昇**しており、未婚化が急激に進んでいます。
- また、**平均初婚年齢**も長期的な上昇傾向が続いており、2020年には、夫が30.8歳、妻が29.0歳と、40年前と比較し夫は3.1歳、妻は4.3歳高くなっています。
- **夫婦の完結出生児数**※は、2005年から減少傾向に転じ、直近（2021年）の結果では1.90人と**過去最低**となっています。

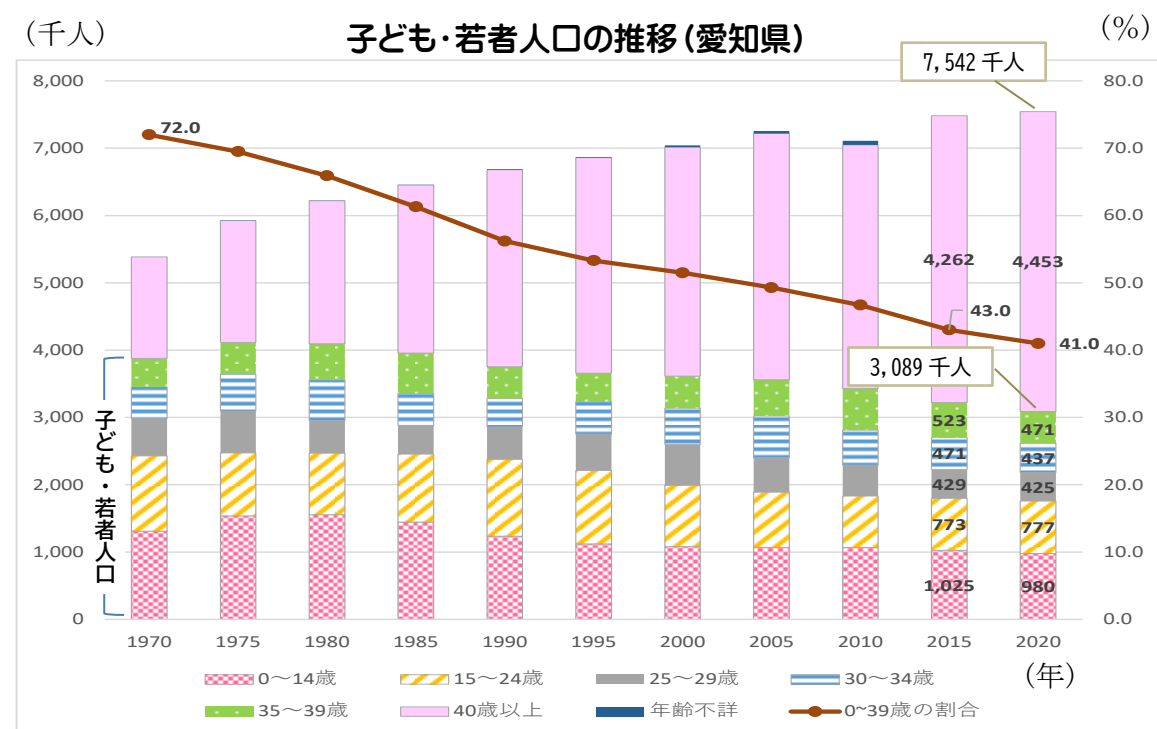


※ 結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数

3 子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題

子ども・若者人口の減少

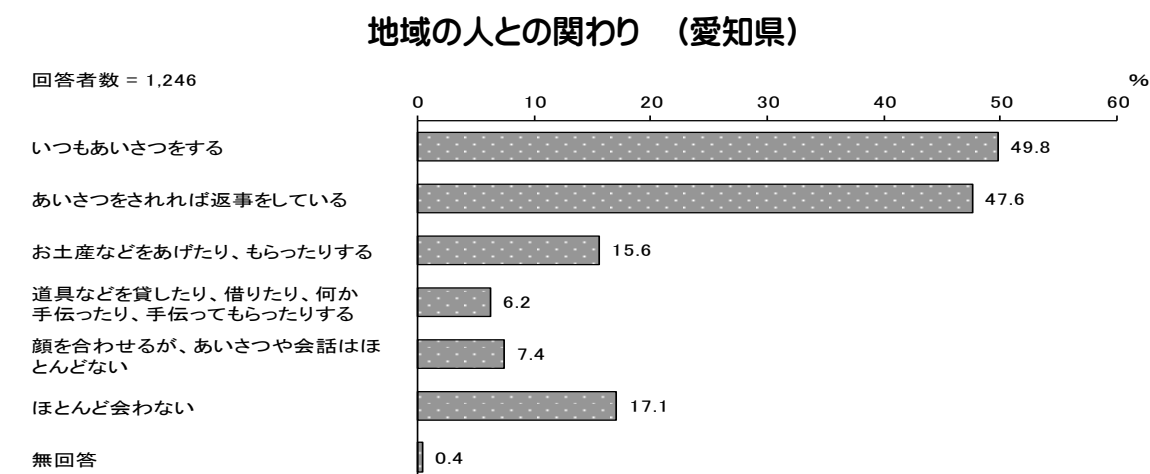
- 愛知県の総人口は、2020 年 10 月 1 日現在で 7,542,415 人となっています。また、**子ども・若者（0～39 歳）の人口は、1975 年頃をピークに減少し、2020 年 10 月 1 日現在では 3,089,473 人で、総人口に占める割合は 41.0%**となっています。



資料：総務省「国勢調査」（1970 年～2020 年）、2015 年、2020 年は不詳補完値による。
子ども・若者（0～39 歳）の割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出。

地域におけるつながりの希薄化

- 本県が行った「子ども・若者の生活実態・意識調査」では、地域の人に「いつもあいさつをする」、「あいさつをされれば返事をしている」と回答した人は 5 割程度いますが、一方で、「ほとんど会わない」と回答した人も 2 割程度います。

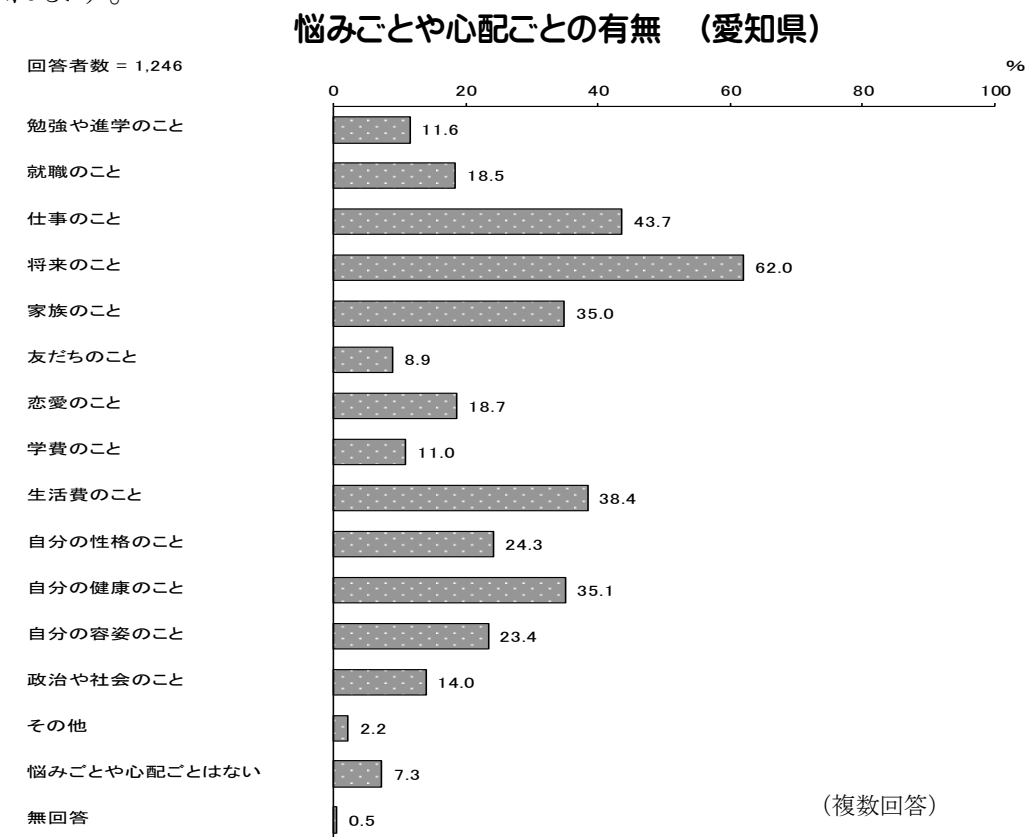


資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」（2021 年 10 月、15 歳～39 歳対象）

4 子ども・若者の意識と関心

悩みごとや心配ごと

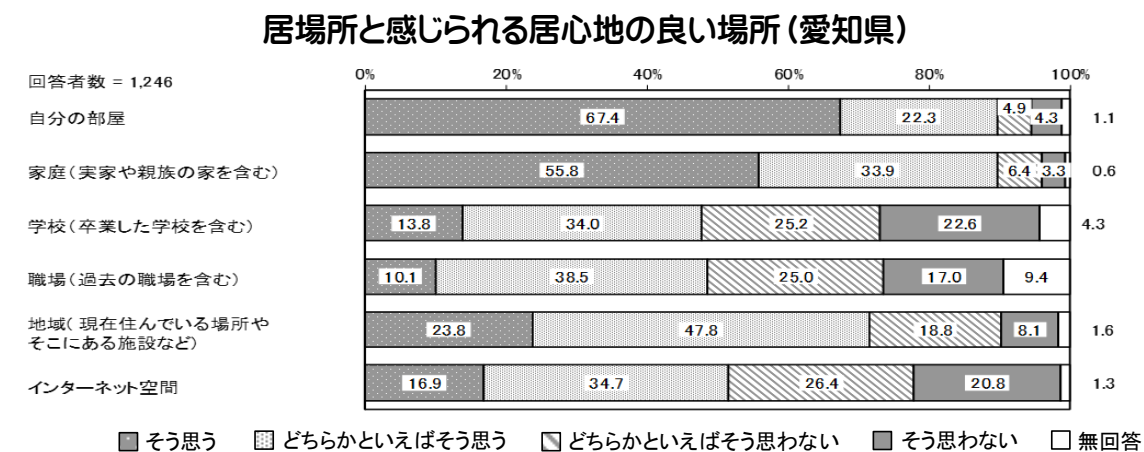
- 同調査において、「悩みごとや心配ごとの有無」について質問したところ、「**将来のこと**」が約 6 割と高くなっており、将来への不安を抱いている実態が見受けられます。



資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

居場所、つながり

- 同調査において、自分の部屋、家庭、学校、職場、地域、インターネット空間の 6 つについて、居場所になっているかを質問したところ、「**そう思う**」又は「**どちらかといえばそう思う**」と回答した人の割合は、「自分の部屋」と「家庭」が共に 89.7%で最も高く、「インターネット空間」では 51.6%となっています。



資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

VI 計画の体系と今後の取組

ライフステージ	重点目標			基本施策	今後の取組
若者の就学・就職 (結婚まで)	I 若者の生活基盤の確保			1 キャリア教育の推進	体験活動を通じた勤労観・職業観の育成 キャリア教育の充実
				2 就労支援	職業観・勤労観の醸成、就職機会の拡大 職業能力の習得 多様な就労支援窓口の開設 若者に対する就職支援、非正規雇用対策の推進 若者の職業的自立に向けた支援 労働者の権利保護に関する啓発
					悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
					地域における相談体制の充実 子ども・若者総合相談センターの充実 相談窓口の周知 困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援 再チャレンジへの支援 ひきこもりの若者への支援
					4 結婚支援
					出会いの場の提供 出会いから結婚までの継続的かつ総合的支援
				5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	働き方改革の推進に向けた取組の実施 子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に向けた取組の強化 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成
				6 男女共同参画の推進	男女共同参画に関する広報・啓発や企業等における女性活躍の推進 男性の家事・育児への主体的な参画の促進 女性の再就職の支援
				7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	妊娠・出産に関する不安の解消 安心して出産できる医療体制の確保 安心して妊娠・出産するための取組 妊娠・出産に関する教育、性教育等の充実 不妊・不育への支援
					8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保
					教育・保育の受け皿の確保 認定こども園の設置促進 保育人材の確保、資質の向上 保育に係る事故の防止 多様なニーズに対応した保育サービスの確保 教育・保育情報等の公表
				9 子どもの健康の確保	母子保健サービスの充実 乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援 家庭内の安全確保等 小児慢性特定疾病児童等への支援 小児医療体制の充実
結婚・妊娠・出産	II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり			III 全ての子ども・若者の健全な成長への切れ目ない支援	放課後児童対策の取組促進 放課後児童支援員等の資質向上 安全な遊び場の確保 多様な遊び場の提供 子ども会活動への支援 子ども食堂への支援 養育環境等に課題を抱える児童等の居場所づくりへの支援 障害のある子どもの居場所への支援 外国にルーツを持つ子どもの居場所への支援 子どもの居場所づくりに関する市町村への支援
					10 居場所づくり
					11 思春期保健対策の充実
					12 学校教育の充実
					13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
					14 生涯学習の充実
					15 社会参加の促進
					16 地域貢献の推進
					17 国際交流の推進
					18 外国語教育の推進
					19 生涯学習の充実
					20 社会参加の促進

ライフステージ	重点目標			基本施策	今後の取組
子育て	III 全ての子ども・若者の健全な成長への切れ目ない支援			11 思春期保健対策の充実	思春期の健康に関する教育・支援 薬物問題への対応
				12 学校教育の充実	幼児教育の質の向上・充実 幼児教育と小学校教育の円滑な連携 生きる力を育む教育の推進 主体的・対話的で深い学びの推進 個に応じた指導の充実等 学校における働き方改革 学校教育の情報化の推進 特別支援教育の充実 学校と地域が連携・協働する体制づくり スポーツ活動の推進 文化芸術活動の推進 生命を大切にする教育 情報モラル教育 豊かな心と規範意識の醸成 体罰や不適切な指導の防止 健やかな体の育成 心身の健康に関する教育 食育の推進 消費者教育 主権者教育の推進 相談・指導体制の充実 多様な学びの機会の確保 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援 高等教育（大学）の充実
					13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
					14 生涯学習の充実
					15 社会参加の促進
					16 地域貢献の推進
					17 国際交流の推進
					18 外国語教育の推進
					19 生涯学習の充実
					20 社会参加の促進
					21 生涯学習の充実
					22 社会参加の促進

ライフステージ	重点目標		基本施策	今後の取組
子育て	Ⅲ 全ての子ども・若者の健全な成長への切れ目ない支援	ライフステージを通した施策	13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	SDG s の理念を踏まえた教育の推進 世界で活躍するスポーツ選手の育成 若手芸術家等の育成 ジェンダーギャップの解消
			14 切れ目のない保健・医療の提供	思春期の健康に関する教育・支援 安心して妊娠・出産するための取組 母子保健サービスの充実 小児慢性特定疾病児童等や難病患者への支援 AYA世代のがん患者の支援、アピアランスケア支援の推進
			15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	教育の機会均等 健やかな成育環境づくり 保護者等の就労の支援 学校における相談支援体制の充実 生活困窮世帯への支援体制の充実 ひとり親家庭への支援体制の充実 ひとり親家庭等への経済的支援 ヤングケアラー及びその家族への支援体制の充実 地域における包括的な支援体制の構築
			16 障害のある子ども・若者への支援	自立と共生の地域社会づくり 乳幼児期の支援 学齢期の個々に応じた支援 特別支援教育の充実 大学等高等教育機関との連携 教員等の資質向上 障害者に対する就労支援等 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実 難聴児に対する支援体制の確保 障害者施策への円滑な接続・移行 重症心身障害児等に対する支援体制の構築 医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援体制の構築 発達障害のある子どもの支援体制の充実 障害のある子どもに係る経済的支援の推進 障害者の文化芸術活動の推進 障害者に対するスポーツ活動の推進
			17 児童虐待防止対策の推進	児童相談センターの体制強化 関係機関等との連携の推進 一時保護を要する子どもへの支援 市町村の相談支援体制の整備に向けた支援 児童虐待防止の啓発・再発防止に向けた取組 妊娠期からの虐待予防のための啓発 妊娠期からの虐待予防のための支援
			18 社会的養育体制の充実	当事者である子どもの権利擁護 里親等への委託の推進 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 社会的養護自立支援の推進 障害児入所施設における支援
			19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	自殺対策の推進 青少年の非行・被害防止対策の推進

ライフステージ	重点目標		基本施策	今後の取組
子育て	Ⅲ 全ての子ども・若者の健全な成長への切れ目ない支援	ライフステージを通した施策	19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	有害環境対策の推進 情報モラル教育 少年の福祉を阻害する犯罪への対策 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応 安全教育 ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた教育・啓発 安心して外出できる環境づくりの推進 安全な道路交通環境の整備 子どもの安全を守る取組の充実 地域防犯活動の推進 交通事故防止活動の推進 交通安全の取組の促進 地域における防災への取組 非行防止活動等の充実 非行防止のための啓発活動の推進 立ち直り支援活動の充実
			20 外国人の子ども・若者への支援	日本語学習の支援の促進 教育の充実 若者を始めとした定住外国人等の就職の支援 多文化共生に向けた支援の充実
			21 個々の家庭に寄り添った支援の充実	地域における子育て支援機能の拡充 訪問支援の充実 多胎育児家庭への支援 家庭におけるふれあいの充実 家庭教育の支援
			22 経済的支援の充実	子育てに係る経済的支援の推進 保育所等に係る経済的支援の推進 就学に係る経済的支援の推進 困難な環境にある家庭や子どもに係る経済的支援の推進 障害のある子どもに係る経済的支援の推進
			5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進 6 男女共同参画の推進 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	(再掲)
	Ⅳ 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援			
基盤整備	Ⅴ 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備		23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	子どもの権利の理解促進や人権教育の推進 相談体制の整備 地域活動への参加の促進 社会貢献活動の推進 地域貢献活動の推進 地域や家庭での関わりを深める取組の推進 地域で展開される多様な活動の推進 子ども・若者の主体的な取組の応援 子ども・若者の意見反映の取組の推進
			24 地域の多様な主体との協働推進	子育て支援NPO等の活動の推進 ボランティア等が活躍する場の提供 学校と連携した活動の推進 地域における多様な担い手の育成 専門性の高い人材の育成
			25 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成	地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化 企業と連携した取組

VII 数値目標

	項 目	現 状	目標(2029 年度)
①	キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	81%	100%
②	全日制県立高等学校におけるインターンシップ等の体験人数	11,924 人	20,000 人 (2027 年度)
③	ヤング・ジョブ・あいち利用者における就職者のうち、正規雇 用者の割合	90.1%	現状を上回る
④	子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合	73.6%	80%
⑤	子ども・若者支援地域協議会における支援の対象となる子ど も・若者の割合	74.7%	80%
⑥	あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数	—	500 組／累計 (2025～2029 年度)
⑦	年次有給休暇の取得率	69.9%	70% (2028 年度)
⑧	男性の育児休業の取得率	37.3%	50% (2025 年度)
⑨	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録企業数(年間)	99 社	130 社 (2025 年度)
⑩	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	12.1%	30% (2025 年度)
⑪	男性の働き方の見直しを促進する事業を実施している市町村 の数	22 市町	全市町村(54 市町村)
⑫	新生児集中治療管理室(NICU)の整備数	187 床	維持(187 床)
⑬	産後ケア事業の利用率	5.8%	増加
⑭	待機児童数	57 人	解消
⑮	保育士等の確保数	30,571 人	35,000 人
⑯	病児保育事業の実施市町村数	50 市町村	全市町村(54 市町村)
⑰	乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	78.0%	増加
⑱	小児救急電話相談事業の応答率	51.2%	60%
⑲	放課後児童クラブの待機児童数	670 人	解消
⑳	放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数	30 市町	全市町村(54 市町村)
㉑	子ども食堂の箇所数	518 箇所	950 箇所
㉒	児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数	2市	増加
㉓	学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40 市町村	全市町村(54 市町村)
㉔	幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を 行っている市町村の数	36 市町村	全市町村(54 市町村)
㉕	「新子供の体力向上運動プログラム」の活用状況の割合(小学 校)	60.2%	100% (2027 年度)
㉖	授業にICTを活用して指導できる教員の割合	75.7%	100% (2025 年度)
㉗	コミュニティ・スクールを導入している小中学校数	小学校 385 校 中学校 158 校 義務教育学校1校	全公立学校

	項 目		現 状	目標(2029 年度)
㉘	小中学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数、及び 高等学校、特別支援学校における配置人数		小中学校 120,662時間	現状を上回る (毎年度)
			高等学校 62 人	
			特別支援学校 5 人	配置拡大 (2028 年度)
㉙	将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学 生の割合		20.9%	30% (2027 年度)
㉚	高校生の技能検定合格者数		547 人	800 人 (2027 年度)
㉛	高等学校第 3 学年において、英検準 2 級以上を取得している 生徒及び英検準 2 級以上相当の英語力を有すると思われる 生徒の割合		46.1%	50% (2027 年度)
㉜	地域未来塾を実施する市町村数		17 市町村	全市町村(54 市町村)
㉝	生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業を 実施する市町村数		45 市町村	全市町村(54 市町村)
㉞	小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールソーシ ャルワーカーの配置人数		小中学校 110 人 (名古屋市、中核市除く)	現状を上回る
			高等学校 10 人	現状を上回る (毎年度)
			特別支援学校 2 人	現状を上回る (2028 年度)
㉟	こども家庭センターを設置している市町村の数		38 市町	全市町村(名古屋市除く)
㊱	個別の教育支援計画の作成率	小学校	特別支援学級 100% 通常の学級 70.6%	100% (2028 年度)
		中学校	特別支援学級 100% 通常の学級 73.6%	
		高等学校	85.1%	
㊲	児童発達支援センターの設置市町村数		34 市町 (32 市町及び 2 圏域)	全市町村(54 市町村) (2026 年度)
㊳	里親等委託率		21.9%	35.0%
㊴	キッズ・ゾーンを設定する市町村の数		5市	全市町村(54 市町村)
㊵	少年消防クラブの設置クラブ数		825 クラブ	900 クラブ (2027 年度)
㊶	多文化子育てサロン設置箇所数		21 箇所	25 箇所 (2027 年度)
㊷	若者・外国人未来応援事業の日本語学習支援実施地域数		6地域	9地域
㊸	地域子育て相談機関の数		114 箇所	408 箇所
㊹	家庭教育支援チームを設置している市町村の数		16 市町	全市町村(名古屋市除く)
㊺	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施する団体数		11 団体	増加
㊻	理想の子ども数を持てない理由として「子育てや教育にお金がか かりすぎるから」を挙げる人の割合		62.4%	減少
㊼	子ども・若者ゼミナールの参加者数		83 人	400 人／累計 (2025～2029 年度)
㊽	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数		27 市町	全市町村(54 市町村)
㊾	子育て家庭優待事業登録店舗数		9,950 店舗	10,500 店舗